1985.6.1
 実施

 1985.12.8
 改訂

 1988.9.22
 改訂

 1988.12.2
 改訂

 1993.12.9
 改訂

 1996.1.10
 改訂

 2003.7.15
 改訂

 2010.11.10
 改訂

複写機及び複合機の表示基準

2010年11月作成

複写機·複合機部会 表示分科会 この表示基準は、静電複写機の普及を背景に適正な商品の選択や使用に役立つ情報をユーザーに伝えることを目的として、1985年複写機規約分科会によって作成されました。そして、同時に設置された表示分科会により、今日まで加盟各社の協力のもと、この基準に沿った商品カタログ、取扱説明書、広告づくりなどを推進して参りました。

その間、技術の進歩や社会情勢の変化に応じて、この基準の改訂を2003年に行いましたが、今回、本基準の全面的見直しを実施し、改めて版を起こすことと致しました。今回の内容見直しでは、静電複写機のデジタル化・複合化などの進展を踏まえ、これらの最新情報を含めるとともに、昨今の環境並びに省エネ意識の高まりに合わせた基準を含めることと致しました。

「お客様の視点」を常に念頭におき、活動してきました成果のもとに作成されたこの基準が、どのような場合にも参考になるものと確信しております。

これからも、この「複写機及び複合機の表示に関する基準」が業界の秩序ある発展にお役に立てれば幸いです。

2010年11月

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 複写機・複合機部会 表示分科会 分科会長 角田浩幸

複写機及び複合機の表示基準

	後子院及び侵合院の	
第1条 目的	基準	備考·解説
· 一方	この静電複写機および複合機の表示に関する基準(以下「基準」という。)は、日本国内に於ける静電複写機・複合機の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般使用者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	
第2条 定義		
	(1) 静電複写機とは、複合機とは この基準に於いて「静電複写機」とは、半導体の光導電性を応用した一般事務用のA3判以下の複写機をいい、次に揚げる複合機を含む。 「複合機」とは、複写機にFAX機能やプリンタ一機能を付加したものをいい、プリンターに複写機機能を持たせたものも複合機の範囲に含める。	
	(2) 事業者とは この基準に於いて「事業者」とは、社団法人 ビジネス機 械・情報システム産業協会複写機・複合機部会に加盟 している企業、及びその販売・サービス事業を営む複 写機・複合機部会が認めたその他の企業で、且つこの 基準の主旨に賛同する企業をいう。	
	る商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ①商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示。 ②見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、FAX等によるものを含む)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む)。 ③ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む)、ネオンサイン、アドバルーン、その他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告。 ④新聞紙、雑誌その他の出版物(CD、DVD、録音テープ、ビデオテープによるものを含む)、放送(有線電気運信設備又は拡声機による放送を含む)、映写、演劇又は電光による広告。 ⑤情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信によるものを含む)。	この基準では、特に①に該当するものとして「取扱説明書」、「保証書」、「保守サービス契約書」及び「本体」を、②に該当するものとして「カタログ」を代表として選んで具体的な基準(ルール)を定めています。但し、基準第8条、第9条及び第10条の規定は、ここに掲げられた全ての表示に適用されます。
	(4) カタログとは この基準に於いて「カタログ」とは、静電複写機の選 択、購入、賃借等(以下「購入」という。)に際して一般伎 用者の参考となる仕様、性能、特長などの諸情報を記 載した媒体(印刷物、Web、電子データなど)をいう。	事業者の作成するカタログには、単品カタログ・総合カタログ・簡易カタログ・キャンペーンカタログなど種々様々な形態、内容のものがあります。又、一般使用者の参考となる諸情報を記載した媒体(印刷物、Web、電子データなど)には、パンフレット、リーフレット等と呼称されるものもありますが、全てカタログとして取り扱います。 そのほか、プレスリリース、ホームページに於ける製品コンテンツ表示もこれに準じます。
	(5) 取扱説明書とは この基準に於いて「取扱説明書」とは、事業者が自己の 販売する静電複写機に添付して顧客に提供する媒体 (印刷物、Web、電子データなど)であって、ユーザーが 静電複写機を適切に使用し、且つ管理するための必要 事項等を記載したものをいう。	取扱説明書には、本項に該当する媒体(印刷物、Web、電子データなど)であって、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「ご愛用の手引」等と呼称されるものも含みます。呼称の如何を問わないという趣旨です。

(6) 保証書とは

この基準に於いて「保証書」とは、事業者が自己の販売する静電複写機について、一定の条件の下に、一定期間内に発生した故障に対して、無料修理等をする旨を記載したものをいう。

(7) 保守・サービス契約書とは

この基準に於いて「保守・サービス契約書」とは、事業者が自己の販売する静電複写機について、一定の条件の下に、一定期間内に故障修理及び点検調整等を有料で行うことをユーザーとの間で合意する書面をいう。

保守サービス契約書の中で契約書の形態をとらないものであっても、ユーザーに対し、物品の購入を条件として保守サービスを実施する旨を記載したものは、「覚書き」、「しおり」、「お知らせ」、「ご案内」等と呼称されるものも、本表示基準上、保守・サービス契約書として扱います。

第3条 カタログの必要表示事項

事業者は、カタログを作成するときは、次に揚げる事項を明瞭に表示しなければならない。 簡易カタログなどに於いては、(3)~(9)、及び(12)の表示を適宜省略することができるが、省略した場合は、詳しい内容を知る方法を明記しなければならない。

(1) 事業者の住所及び氏名又は名称

「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。なお、商標及び社名略称を合わせて表示するときは、事業者の氏名又は名称の表示とみなす。

氏名又は名称は、各社の状況により本社、担当事業部、工場等のうち適切なもの選んで表示する。

(2) 商品名及び型名

「商品名」とは、事業者が静電複写機について通常使用している呼び名をいい、「型名」とは静電複写機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、[CD-20]等)をいう。型名には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。

(3) 仕様

「仕様」及びその表示基準は別表1(静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準)、別表2(自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準)、別表3(ソーターの仕様及びその表示基準)、別表4(プリンター機能の仕様及びその表示基準)、別表5(スキャナー機能の仕様及びその表示基準)、別表6(FAX機能の仕様及びその表示基準)、別表7(フィニッシャーの仕様及びその表示基準)、別表8(給紙装置の仕様及びその表示とができるところによる。一般にオプションとすることができる装置が本体価格に含まれ、標準装備化されている場合、その装置の仕様をカタログに記載する。それ以外の装置についても各社が判断し、ユーザーに誤解を与えないよう、記載するのが望ましい。但し、スペース等の問題により記載しきれない場合は別紙をカタログに添付することでもよい。

(4) 消耗品

「消耗品」とは、本体及びオプションを使用する上で補充、交換が必要なもので、保守サービスの対価に含まれていないものをいう。これらの「消耗品」について、名称、価格を表示しなければならない。価格の表示については「(5)価格」に準ずる。

なお、コピーチャージあるいはコピーキットの対価に含まれているものは、スポットサービス方式のときに個別に販売されているものであっても、消耗品として表示しなくてもよい。

但し、保守サービスの対価に含まれているものであっても、個々の価格を明示できるものは消耗品と表示しても差し支えない。

消耗品の範囲は機種や保守サービス内容により異なります。本体では、感光体、トナー、現像剤、オイル、ローラー等の交換部品など、及びそれらを含むユニット、オプションでは、ステイプラーの針、FAXのスタンプなど、及びそれらを含むユニットが消耗品の一例ですが、左記基準に従って表示してください。

(5)	価格 ①本体・オプション、消耗品、保守サービスなど価格、料金の定めがあるものは、カタログなど必ず価格を知らせる媒体を用意すること。基本的にはカタログに表示することが望ましいが、スペース等の問題により記載しきれない場合は別紙の料金表をカタログに添付することでもよい。また、ホームページなどで参照させる場合には、その旨について情報提供する手段を講じること。②表示価格に含まれないフィニッシャーなどの外部オプションやFAXユニットなどの内部オプションの、装着を前提にカタログ、新聞広告等で訴求する場合は、それがオプションであることをできるだけ近くに明記する。③表示価格に含まれないサービス、部品などがある場合にはその旨(例、本体価格には感光体などの消耗品は含まれていません、など)を明記する。 ④割賦販売等にかかわる価格の表示は、昭和36年7月1日 法律第159号割賦販売法に基づいて行うものとする。	
(6)	保証・保守サービス 「保証・保守サービス」とは、静電複写機の保証並びに 保守サービスの種類及びその概要をいう。 但し、同一機種であっても、販売業者によって取り扱う 保守サービス方式が異なる場合には、主たるものを表 示すればよい。 スペース等の問題により記載しきれない場合は別紙を カタログに添付することでもよい。	
(7)	補修用性能部品保有期間 「補修用性能部品」とは、静電複写機の機能を維持す るために必要な部品をいい、当該静電複写機の製造中 止後の保有期間を記載しなければならない。	
(8)	複製の禁止及び制限「複製の禁止」とは法律で規制された通貨及び政府発行の有価証券等の複製の禁止をいい、「複製の制限」とは、著作権法による著作物の複製の制限をいう。これを喚起する注意書きを記載しなければならない。	(関係法律) *通貨及ビ証券模造取締法 *外国二於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造二関スル法件 *郵便切手類模造等取締法 *紙幣類似証券取締法 *印紙等模造取締法 上記の様な法律によって、その複製物を所有するだけでも罰せられるものや、著作権法によって個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するための複製以外は禁じられているものがあります。 具体的な記載に関しては、表示分科会委員または表示分科会事務局に相談してください。
(9)	安全に関する警告表示 安全のために使用環境や使用条件の制限を必要とす るなど、購入前に消費者に知らせる必要のある事項は カタログに必ず記載すること。	ビジネス機械・情報システム産業協会(以下JBMIA)発行(平成6年7月)の「事務機械製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を参考にしてください。
(10)	問い合わせ先 「問い合わせ先」には、一般消費者からのカタログの内容についての問い合わせに対応できる窓口として事業者の名称及び連絡先を表示する。 窓口が多数ある場合は、代表的なものを抜粋して表示し、又は別紙による一覧表を添付することができる。	
(11)	カタログの作成時期 カタログに記載された情報がいつ時点のものであるか を明示するために、カタログの作成・改訂等の時期を表 示する。 表示方法は、次の例に準ずるものとする。 ・カタログ発行年月 〇年〇月。 ・〇年〇月作成。 ・このカタログの記載内容は〇年〇月現在のもので す。	

		(12)	その他、購入に際して注意すべき事項 「その他、購入に際して注意すべき事項」とは、静電複 写機の据付け、使用等に必要な装置等で販売価格に 含まれていない場合はその旨の説明、その他一般消 費者が静電複写機を購入するうえで参考となる事項を いう。	
第4条	取扱説	明書の	D必要表示事項 事業者は、取扱説明書を作成するときは、次に揚げる 事項を明瞭に表示しなければならない。	
		(1)	事業者の住所及び氏名又は名称 「事業者の住所及び氏名又は名称」は、取扱説明書を 作成する事業者について表示する。なお、商標及び社 名略称を合わせて表示するときは、事業者の氏名又は 名称の表示とみなす。 氏名又は名称は、各社の状況により本社、担当事業 部、工場等のうち適切なもの選んで表示する。	
		(2)	商品名及び型名 「商品名」とは、事業者が静電複写機について通常使用している呼び名をいい、「型名」とは静電複写機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、[CD-20]等)をいう。型名には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。	
		(3)	仕様「仕様」及びその表示基準は別表1(静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準)、別表2(自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準)、別表3(ソーターの仕様及びその表示基準)、別表4(プリンター機能の仕様及びその表示基準)、別表5(スキャナー機能の仕様及びその表示基準)、別表6(FAX機能の仕様及びその表示基準)、別表7(フィニッシャーの仕様及びその表示基準)、別表8(給紙装置の仕様及びその表示基準)に定めるところによる。それ以外の装置についても各社が判断し、ユーザーに誤解を与えないよう、記載するのが望ましい。	
		(4)	利用と保存 取扱説明書は、一般使用者にとって大切な情報資料で あり、当該静電複写機を効果的且つ安全に使用するう えで取扱説明書が必要である旨を、備考・解説欄に記 載の例により表示する。	(例)「この静電複写機の機能を十分に発揮させて効果的にご利用いただくために、この取扱説明書をご使用の前に最後までお読みください。お読みになった後必ず保存してください。万一使用中わからないことや、不具合が生じたとき、きっとお役に立ちます。」
		(5)	主要部分の名称及びはたらき 「主要部分の名称」は、使用上あらかじめ理解している ことが必要な主要部分を写真又は図で示し、名称及び はたらきについての説明を付記する。 但し、名称のみでそのはたらきについて容易に理解で きる部分については、はたらきについての説明を省略 することができる。	
			付属品「付属品」とは、静電複写機を効果的に使用するための 備品であって、当該静電複写機の本体価格に含まれる ものをいい、名称、数、及び用途についての説明を付 記する。但し、名称のみでその用途について容易に理 解できる部分については、用途についての説明を省略 することができる。	本体価格に含まれているものであっても、設置時及び 保守サービス時に使用される資材は除きます。
		(7)	消耗品 「消耗品」とは、本体及びオプションを使用する上で補充、交換が必要なもので、保守サービスの対象に含まれていないもの、もしくはユーザー交換の対象であるものをいう。これらの「消耗品」について、名称を表示しなければならない。	消耗品の範囲は機種や保守サービス内容により異なります。本体では、感光体、トナー、現像剤、オイル、ローラー等の交換部品など、及びそれらを含むユニット、オプションでは、ステープラーの針、FAXのスタンプなど、及びそれらを含むユニットが消耗品の一例ですが、左記基準に従って表示してください。

		取扱上の注意事項「取扱上の注意事項」とは ①据付方法、使用方法、手入れの方法、保管方法及びこれらについての注意事項並びに静電複写機の取扱いに関する事項をいう。なお、注意事項の表示に於いては、可能な限りその理由を付記する。 ②安全に関する警告表示事項については、JBMIA発行の「事務機械製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に基づき表示する。 保証・保守サービスに関する事項 ①故障に際して一般使用者の取るべき処置 故障の見分け方、及び一般使用者が、調整又は処理をできる場合はその方法、並びに処理又は修理依頼を	「事務機械製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」は、JBMIAのWebサイトを参照してください。
	(10)	するに際しての注意事項等を表示する。 ②補修用性能部品保有期間 当該静電複写機の製造中止後の補修用性能部品の保有期間を表示しなければならない。 ③保証・保守サービス 静電複写機の保証並びに保守サービスの種類及びその概要を表示しなければならない。但し、同一機種であっても、販売業者によって取り扱う保守サービス方式が異なる場合には、主たるものを表示すればよい。 複製の禁止及び制限	
		「複製の禁止」とは法律で規制された通貨及び政府発行の有価証券等の複製の禁止をいい、「複製の制限」とは、著作権法による著作物の複製の制限をいう。これを喚起する注意書きを記載しなければならない。	(関係法律) *通貨及ビ証券模造取締法 *外国二於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造二関スル法律 *郵便切手類模造等取締法 *紙幣類似証券取締法 *印紙等模造取締法 上記の様な法律によって、その複製物を所有するだけでも罰せられるものや、著作権法によって個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するための複製以外は禁じられているものがあります。 具体的な記載に関しては、表示分科会委員または表示分科会事務局に相談してください。
	(11)	問い合わせ先 「問い合わせ先」には、ユーザーからの相談に対応できる窓口として事業者の名称及び連絡先を表示する。窓口が多数ある場合は、代表的なものを抜粋して表示し、又は別紙による一覧表を添付することができる。	
第5条 保証書	の必要	要表示事項 事業者は、保証書を作成する場合は、次に揚げる事項	
		を明瞭に表示しなければならない。	
	(1)	保証書である旨 当該文書が保証書であることを明確にするために、「保 証書」、「修理保証書」、「無料修理保証書」等の表題を 表示しなければならない。	
	(2)	保証者の住所及び氏名又は名称 保証書の内容について最終的に責任を負う事業者に ついて表示する。	
	(3)	商品名及び型名 「商品名」とは、事業者が静電複写機について通常使用している呼び名をいい、「型名」とは静電複写機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、[CD-20」等)をいう。型名には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。 但し、保証書の書式を多数品目に共通とした場合、それぞれの「商品名及び型名」又は「型名」の記載欄を設	
		け、販売の際に記入する方法を採ることができる。	

(4)	保証期間 「保証期間」とは、無料修理等を行う期間又は期限をいう。 但し、静電複写機の部分により保証期間が異なる場合 は、その対象ごとに表示する。	1. 保証期間の表示は、その期間又は期限を次の例により表示してください。 (1) 保証期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までです。 (2) 保証期間は、お買い上げの日から〇年間(〇ヶ月間)です。 (3) 保証期間は、お買い上げの日から〇年間(〇ヶ月間)又は〇〇枚印字までのいずれか早く到達したときまでです。 2. 一部分の保証期間が他の部分と異なる場合は、一部分についてのただし書きを上記の例文に準じて付記してください。なお、ユーザーのお買い上げ年月日(納入日)を記載する欄を必ず設けてください。
(5)	保証対象となる部分 「保証対象となる部分」は、静電複写機の全てについて 保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにし て、部分的な保証であるときは対象となる部分又は対 象外となる部分を表示する。	全ての部分について保証している場合はその旨を、部分的な保証であるときはその対象となる部分を、又部分によって保証期間が異なるか、保証対象としない場合はその旨を、明瞭に表示しておく必要があります。なお、対象となる部分のみの保証書を別々に作成することができます。
(6)	保証の内容 「保証の内容」は、保証期間中の故障に対し保証書に 基づいて保証者がとるべき無料修理等の処置を表示 する。	「保証の内容」とは、一般に無料修理をいいますが、 保証者が例外的に無料修理にかえて本体交換等を行 う場合も、「無料修理」に当てはまります。
(7)	ユーザーの費用負担となる場合 保証期間内に部品代、工料等の一部が有料となる場合、又は出張料などの費用をユーザーが負担しなければならない場合には、有料となる品目を表示する。	
(8)	保証を受けるための手続き 「保証を受けるための手続き」は保証書の提示等、無料 修理等を受けるために、ユーザーが行わなければなら ない事項を具体的に表示する。	保証書の提示を必要とする場合の手続きは、次の例により表示してください。 「保証書に記載されているサービス実施店にご依頼の うえ、修理に際して本書をご提示ください。」
(9)	適用除外「適用除外」は、保証期間内で、保証書に基づく無料修理等を受けられない場合を具体的に表示する。	適用除外については、次のような一般的な例のほか実態に即した表示をしてください。 1. 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷。 2. お買い上げ後の設置場所の移動、落下等による故障及び損傷。 3. 火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害や異常電圧による故障及び損傷。 4. 指定の部品又は標準仕様の複写用紙以外の使用による故障及び損傷。 5. 取扱説明書に記載されている通常の使用環境の範囲をこえた場合に発生する故障及び損傷。 6. 営業時間外に修理を求められた場合、。但し、サービス実施者の責により修理が営業時間外に及んだ場合を除く。 7. 保証書の提示を必要とする場合であって、その提示がない場合。 8. お買い上げ年月日、お客様名、販売店名等必要記入事項がない場合。又は字句が書き替えられた場合。 9. 外国で使用する場合。
(10)	無料修理等の実施者「無料修理等の実施者」とは、保証者と、保証書に基づく無料修理等の実施者とが異なる場合の実施者をいい、その場合は実施者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。 但し、あらかじめ実施者を特定できない場合は、その記載欄を設け販売に当って記載する方法を採ることができる。	

_			
	(11)		①の表示は、実態に即して種々の処置が採られるので、次の例のように表示するとともに、相談を受けた場合適切な処置が採れるようにしておいてください。「設置場所を変更される場合(移動、移設等)は、事前に販売店又はサービス実施店にご相談ください。」②の表示は次の例を参考にしてください。「この保証書は、本書に明示した期間、条件のもとに於いて無料修理をお約束するものです。従って、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理等についてご不明の場合は、お買い上げの販売店又は〇〇〇(メーカー名等)にお問い合わせください。」
第6条 保守サー	ービス	く契約書の必要表示事項	
		事業者は、保守サービス契約書を作成する場合は、次に揚げる事項を明瞭に表示しなければならない。	
	(1)	保守サービス契約書である旨 当該文書が保守サービス契約書であることを明確にするために、「保守サービス契約書」、「保守契約書」、「サービス契約書」等の表題を表示する。	保守サービス契約書である旨の表示は、「契約書」という表示がなくとも、文書の内容が保守サービスの実施について記載しているものであれば、「覚書」、「ご案内」等の表示をしても差し支えありません。
	(2)	保守サービスの最終責任者の住所及び氏名又は名称 「保守サービスの最終責任者の住所及び氏名又は名 称」は、保守サービスの実施について最終的に責任を 負う事業者を表示する。	保守サービスの実施者が最終責任者と異なる場合には、最終責任者及び保守サービス実施者を記載してください。
	(3)	商品名及び型名 「商品名」とは、事業者が静電複写機について通常使用している呼び名をいい、「型名」とは静電複写機の型式ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、[CD-20]等)をいう。型名には、「型番」、「品番」等と呼称するものを含む。	
	(4)	保守サービス契約について記載する。	1. 期間又は期限の定めのある保守サービス契約については、その期間又は期限を次の例により表示してください。 (1) 契約期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとします。 (2) 契約期間は、締結日から〇年間(〇ヶ月間)とします。 (3) 契約期間又は期限は、締結日から〇年間(〇ヶ月間)又は〇〇枚印字までのいずれか早く到達したときまでとします。 2. 契約満了後の措置については、契約更新に当っての手続き等、必要とする事項を表示してください。
	(5)	保守サービス料金 「保守サービス料金」は、事業者がユーザーに対して実施する保守サービスの対価について表示する。	保守サービスの対価には、料金、条件等を含みます。 対価を前もって契約書に記載できない場合は、別に作成した料金表等を添付してください。
	(6)	保守サービスの内容 「保守サービスの内容」とは、保守サービス料金の範囲 内で、事業者がユーザーに対して実施する点検、故障 修理等をいう。 但し、保守サービス料金とは別にユーザーが費用を負 担する事項がある場合には、その具体的内容を表示す る。	
	(7)	保守サービスを受けるための手続き 契約書の提示、事業者への要求等ユーザーが事業者 に対して保守サービスの実施を求めるために、行わな ければならない具体的事項を表示する。	

(8) 適用除外、免責等 「適用除外、免責等」に関して、事業者がユーザーとの | 適用除外、免責等に関する事項について、ユーザーに 間で取り決めを必要と判断する事項を表示する。 誤認を与えないよう、次のような一般的な例のほか実 態に即した表示をしてください。 1. 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及 び損傷。 2. お買い上げ後の設置場所の移動、落下等による故 障及び損傷。 3. 火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害 や異常電圧による故障及び損傷。 4. 指定の部品又は標準仕様の複写用紙以外の使用 による故障及び損傷。 5. 取扱説明書に記載されている通常の使用環境の範 囲をこえた場合に発生する故障及び損傷。 6. 営業時間外に修理を求められた場合。但し、サービ ス実施者の責により修理が営業時間外に及んだ場合 を除く。 7. 保守サービス契約書の提示を必要とする場合で あって、その提示がない場合。 8. 必要記入事項がない場合。又は字句が書き替えら れた場合。 9. 外国で使用する場合。 また、これ以外に取り決めを必要とする事項としては、 中途解約、解除、合意管轄等があります。 第7条 本体の必要表示事項 事業者は、電気用品安全法に基づく表示を行うほか、 輸入品についてはその原産国名(国名で表示すること が適切でない場合は、原産地名)、国産品については その旨を以下に定めるところにより明瞭に表示しなけ ればならない。 ① 輸入品については、「原産国〇〇」、「原産地〇 O」、「OO製」又は「MADE IN OO」と表示する(「O 〇」は国名又は地名)。 ②国産品については、「国産」、「日本製」又は「MADE IN JAPAN」と表示する。 但し、「国産」、「日本製」又は「MADE IN JAPAN」に かえて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会 社」又は、「製造者〇〇株式会社」と表示することがで きる。 第8条 特定用語の使用基準 事業者は、静電複写機の品質、性能等に関する用語 の使用については、下記に定めるところによらなけれ ばならない。 永久を意味する用語 「永久」、「永遠」、「パーマネント」、「いつまでも」等永久 |品質・性能については根拠が明確でない表現の使用を に持続することを意味する用語は使用できない。 全面的に禁止しています。 (2) 完全を意味する用語 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「100パーセント」、「万 1. 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「100パーセント」、 能」、「万全」、「オールマイティ」、「メンテナンスフリー」 「メンテナンスフリー」等、全く欠けるところのないような 意味の用語は、商品名、キャッチフレーズ、それに準ず 等全く欠けるところがない意味の用語は断定的に使用 することはできない。 るフレーズ、愛称及びボディコピーを含めて使用できま せん。 2. 完全につながる断定的表現は、使用できません。 ①「ありません」、「しません」等…絶対にそのようことが 起こらない場合だけ使用できます。 ②「ムダなし」、「ムダ」等…内容が曖昧であり、断定的 な使用は不適当です。 ③「追放」、「解消」、「解決」、「シャットアウト」、「出さな い」等…使用上注意を要します。 ④「ムラのない」…どんな使用条件でもムラがないとは

断定できないので、断定的な使用は不適当です。 ⑤「思いのまま」…どんな使用条件でも思いのままとは 断定できないので、断定的な使用は不適当です。

(3)	「安全」、「安心」等安全性を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を意味する用語は強調して使用することはできない。	安全性を意味する用語とは「安心」、「安全」、「Safety」等、どんな条件下でも安全を意味する用語をいいます。但し、安全性を意味する以外の「安心」はこの限りではありません。安全については、どのような工夫がなされているかを具体的に説明することは、ユーザーにとって有意義な表示ですが、安全性をことさらに強調する表現は、ユーザーの安全上の注意を怠らせる結果、かえって危険を招く恐れがあるので、厳に謹むべきこととしてこの厳しい規定を設けたものです。 1.「安全である」、「安心である」というような断定的表現は使用できません。 2.「安全」、「安心」等を冠した商品名、部品名、愛称は使用できません。 3.「完璧」、「万全」等、100%の安全を保障するかのような表現は使用できません。 4. どんな使い方をしても「安全である」というような表現は使用できません。 5.「安全設計」、「安全装置」の使用は差し支えありませんが、その内容を明確に表示しなければなりません。
(4)	最上級及び優位性を意味する用語 最上級及び優位性を意味する用語を使用するときは、 客観的事実に基づく具体的根拠を表示しなければならない。	1.「最上級及び優位性を意味する用語」とは「最高」、「最高級」、「最大」、「最小」、「世界一」、「日本一」、「第一位」、「ナンバーワン」、「トップをゆく」、「他の追随を許さない」「日本ではじめて」、「世界ではじめて」、「いちはやく」、「抜群」、「画期的」、「超〇〇」、「独自」等の用語をいいます。 2.「最上級及び優位性を意味する用語」は、品質、性能等について他との間に客観的に十分な優位差が無い場合には使用することができません。 3.「本格」、「本格派」、「決定版」、「理想の」等は、根拠が明確であれば使用できますが、意味が曖昧になったり、他社誹謗にならないよう注意してください。 4.「新」、「ニュー」等新規性を意味する用語について当該品目の発売後1年を超えて、使用することができません。但し、静電複写機の固有名詞として使用する場合であって、優位性について誤認される恐れがないものとして、表示分科会が認めたものはこの限りではありません。
(5)	技術的専門用語 第8条の(1)から(4)の用語であっても技術的専門用 語となっているものの使用は差し支えない。	「技術的専門用語」とは、次のようなものをいいます。 「超LSI」、「超伝導」等。 技術的専門用語とは、上記の例のように一般的に使用 されているものをいい、技術的専門用語であっても、社 内で独自に使用される用語は含まれませんので注意し てください。

第9条 特定事項の	表示基準	
カンネ ドルデタの	本本本 事業者は、次に揚げる事項について表示する場合は、	
	(1)から(5)に定めるところによらなければならない。	
	を対象とすること。但し、自社の製品相互を比較する場	
(2)	る。 ①法令で定める基準により表示する場合。 ②静電複写機の品目別に別表1~8で定める基準より 表示する場合。 ③測定の方法の記載が文章量等の理由から困難な場 合。 ③の理由で測定方法の付記を省略する場合には、少	1. 独自調査、測定等の場合には、実用的、常識的条件に基づきその旨を明示し表現します。非実用的なテストの結果などで数学的に効果、能力を誤認させるような表現はできません。
	認定等の表示 公共的機関その他の団体の認定、賞、推奨等を受けた 旨を表示する場合は、その内容、時期及び団体名を付 記する。又、マスコミなどの評価、あるいは、公共的・国 家的機関、団体との拘わりあいを宣伝に使用する場合 には、実態と離れた表現をとらないようにする。 騒音についての表示 複写機の騒音値について記載する場合は、ISO-7779 で測定し、音響パワーレベルで記載する。単位はB(ベ	音響パワーレベルに加えて音圧レベルを同時に記載しても構いませんが、音響パワーレベルでの記載を必須
(5)	ル)とし、少数第一位まで記載する。 リサイクルに関する用語基準 静電複写機の「リサイクル」等に関連する用語の表示 基準を別表9の通り定める。	とします。

第10条 不当表示の禁止

事業者は、下記に揚げる表示をしてはならない。 ①事実と相違する表現、又は事実を誇張した表現を用いることにより実際のものよりも優良又は有利であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示。

②静電複写機の原産国について誤認される恐れのある表示。

③公共的機関その他の団体から認定、賞又は推奨を受けていないものに、「認定」、「賞」、「推奨」等の表現をすることにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認される恐れがある表示。

④「永久」、「完全」、「安全」、「最高」、「世界一」、「全自動式」等の用語を第8条の規定に基づかないで使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示。

⑤品質、性能、取引条件等について、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠なしに比較することにより、実際のものよりも優良又は有利であると、一般消費者に 誤認される恐れがある表示。

⑥品質、性能等を著しく誇張するような暗示的品名、愛称、名称等を使用することにより、実際のものより優良であると一般消費者に誤認される恐れがある表示。⑦表示価格に含まれていない別売りについて、別売りである旨を明示しないことにより、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認される恐れがある表示。⑧保証書及び保守サービス契約書の内容について、実際のものより著しく有利であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示。

⑨その他、静電複写機の品質、性能等の内容及び取引条件について、実際のもの又は他の事業者の静電 複写機よりも著しく優良又は有利であると、一般消費者 に誤認される恐れがある表示。

⑩性能を発揮させるには、付属装置等が必要であるにも拘わらず、これらが必要でないと一般消費者に誤認される恐れがある表示。

不当表示に当たるものとして10項目の禁止事項を定めています。

表示に際して特に注意を必要とするものは、基準第8 条特定用語の使用基準及び同第9条特定事項の表示 基準に細かく定められていますのでこれらを参照し、不 当表示にならないよう十分注意してください。

第11条 表示物の提出

表示分科会は、この基準を運用するため、各事業者に対して定期又は不定期にカタログ、取扱説明書、保証書、その他の表示物の提出を求めることができるものとし、事業者はこの要請に従うものとする。

表示分科会に参加する事業者は、新製品の正カタログ、プレスリリースをすみやかに事務局及び各社に配 布します。

別表1 静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準

別表 1 - 1

サイズ	項目	記	入	要	領	備考
でもよい。 形 式 卓上形、原上形、可能形を基本とし、デスクトップ、コンソールタイプまたは、ボータブルを使用することができる。カラーカの場合は、単色カラー、フルカラー等を記載する。とができる。カラー外のの場合は、単色カラー、フルカラー等を記載する。 またま 副走査方向のそれぞれの読み取り解像度を「dpi」 解像度 と 記載しても構わないが、その旨を明記する。 無性側に解像度を 記載しても構わないが、その旨を明記する。 または「dpi(ドット数/25 4mm)」で記入する。 接似的に解像度を 記載しても構わないが、その旨を明記する。 または「dpi(ドット数/25 4mm)」で記入する。 接似的に解像度を 記載しても構わないが、その旨を明記する。 または「dpi(ドット数/25 4mm)」で記入する。 接似的に解像度を 記載しても構わないが、その旨を明記する。 または「dpi(ドット数/25 4mm)」で記入する。 接似的に解像度を 記載しても構わないが、その旨を明記する。 または「dpi(ドット数/25 4mm)」で記入する。 表しい機関を定るのよるものは、その旨を記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一・物、ブック物の別及び最大原報サイズを記入する。 またり、少一を記入する。 またり とり は とり から は は とり から は は とり カーツ から は とり から は とり カーツ から は は まち は は まち は まち は まち は まち は まち は まち	名 称	商品名または型名を	記入する。	ただし、仕	L様書の見出しに	
お 式 卓上形、床上形、可能形を基本とし、デスクトップ、コンソールタイプまたは、ボータブルを使用することができる。カラー対応の場合は、球色カラー、フルカラー等を配載する。 洒み取り 解像度 密 語主芸方向のそれぞれの読み取り解像度を「doi」 または「Goi(ドット教/25 4mm) で記入する。機似的に解像度を高める工夫がなされている場合には、相当解像度を設証してもまわないが、その音を明記する。 まきる「副主芸方向のそれぞれの書き込み解像度を「doi」 または「Goi(ドット教/25 4mm) で記入する。機似的に解像度を高める工夫がなされている場合には、相当解像度を設定してもまわないが、その音を明記する。 ままたは「Goi(ドット教/25 4mm) で記入する。接換像度を高める工夫がなされている場合には、相当解像度を設定してもまわないが、その音を明記する。 「自己あたりの表現できる階調段数を記入する。さらに最大表類を観点を記入してもよい。 「特別の最多を記入してもよい。」 「自己あたりの表現できる階調段数を記入する。さらに最大表類を図あるものは、その音を記入する。原根の厚さに制度のあるものは、その旨を記入する。原根の厚さに制度のあるものは、その旨を記入する。をい、シート物、フック物で最大成構サイズを記入する。をい、シート物、フック物の別及び最大のな最大ので最大ので最大ので最大ので最大ので最大ので最大ので最大ので最大ので最大ので		商品名または型名を	表示してあ	るものはこ	の項目を省略し	
申上形、東上郎、可能形を基本とし、デスクトップ、コンソータイプを住まれることができる。 カラー 対応						
カラーカの場合は、単色カラー、フルカラー等を記載する。	形式					
カラー対応の場合は、単色カラー、フルカラー等を記載す る。 読み取り 解像度 像技術 「					· ·	
読み取り 表。	45					エノクロの担合 宏映して白い
歴史 主義主、副定素方向のそれぞれの読み取り総像度を「何i」 アナログ複写機の場合は、記載しなくて良い。 または「dpi(ドット数/25.4mm)で記入する。 製剤的に解像度を高める工夫がなきれている場合には、相当解像度を 記載しても構わないが、その旨を明記する。 また で pi を pi または「dpi(ドット数/25.4mm)」で記入する。 製肉的に解像度を高める工夫がなきれている場合には、相当解像度を記載しても構わないが、その旨を明記する。	-	The state of the s	· + - / /		リノ 守で記載す	とグラロの物目に 自ゅして及び。
### 2016年初かないが、その旨を明記する。 書き込み			のそれぞれ	の読み取り	解像度を「dpi」	アナログ複写機の場合は、記載しなくて良い。
書き込み 解像度 定面のる工夫がなされている場合には、相当解像度を 配載しても構わないが、その旨を制理する。 整理型 1 色あたりの表現できる階調段数を記入する。さらに最大表 現色数を記入してもよい。 シート物、フック物の別及び最大原稿サイズを記入する。 原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必 要のあるものは、その旨を記入する。まただし、自動 結紙を主体よする機械において、手差していか使用できな いサイズについては、その日を記入する。なお、複写不能 部分のある場合は、その内容について付記する。 1. 欠付幅の場所、大きく保証値)。 2. 欠付幅は、1 mm以上であれば記載する。 3. 欠付幅の表示は、ミリメートル (mm) 単位とし、 小数点以下は四捨五入する。 2. 欠付には、1 mm以上であれば記載する。 3. 欠付幅の表示は、ミリメートル (mm) 単位とし、 小数点以下は四捨五人する。 第一次 (根茎に) 1 mm以上であれば記載する。 3. 欠付幅の表示は、ミリメートル (mm) 単位とし、 小数点以下は四捨五人する。 第一次 (本文) 2 で記入する。をは、後第 なお、復写可能な用紙の厚さの範囲を坪量 (g/m²) (位で記入することが望ましい。 加帯の使用状態 (A4 等倍、標準とする送り方向) で1 枚目 の 2 一次 (相2) 2 一一部能状態になるまでの時間を記入する。 第一次 (表) 2 一一部状態になるまでの時間を記入する。 第一次 (表) 2 一一可能状態になるまでの時間を記入する。時間 の表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 の1 一 接) 3 に 1 一 以 2 で表示する。 の2 一 接 (1 所以上で 2 で表示する。 の2 一 が表に 3 に 1 所以上で 2 で表示する。 の3 に 1 が表に 3 に 1 が表に 4 が表 4 に 4 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に	解像度	または 「dpi (ドット	数/25.4mm)」で記入す	する。擬似的に解	
書き込み 解像度 施設しても構わないが、その盲を即記する。 展現色 被写原稿 関連の表現できる解剖腹数を記入する。さらに最大表現色をを記入してもよい。 シート物、ブック物の別及び最大原稿サイズを記入する。 原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その盲を記入する。 原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その盲を記入する。 原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その盲を記入する。 原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その盲を記入する。 原稿の厚さに制限の表示と、で質を記入する。ただし、自動 給紙を主体とする機械において、手差してしか使用できないサイズについては、その盲を記入する。なお、複写不能 部分のある場合は、その内容について付記する。 1.欠け幅の場所、大きさ(保証値)。 2.欠け幅は、1 mu以上であれば記載する。。 3.欠け幅の場所、大きさ(保証値)。 2.欠け幅は、1 mu以上であれば記載する。 3.欠け幅の場所、大きさ(保証値)。 2.欠け幅は、1 mu以上であれば記載する。 3.欠け幅の場所、大きさ(保証値)。 2.欠け幅は、1 mu以上であれば記載する。 3.欠け幅の場所の表現は通紙方向に対して記の通りとす を立て記入することが望ましい。 グで記入することが望ましい。 第一次を得るがで表でも、 の時間を単位で測定する。時間の表示は、秒または クで表示する。 コピー・排出時間を記入する。測定方法は、JBMSに準拠する。 のは一排出時間を記入する。測定方法は、JBMSに準拠する。 が表示する。 コピー・ボタンを ONの後、A4 等倍、2 に ・ 測定に当たっては連続 11 枚をコピーし、1 枚目の を提して行い、1 分間に複写できる枚数を枚入分で記入する。 被写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度が異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度が異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3 B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3 B4、A4、B5 のサイズによって複写速度の異なる場合は、A3 B4 A4、B5 のサイズによって複写を表して表している。 第次は、B4 B4 B		– .				
解像度	+ + > 2 - 4					
健康を高める工夫がなされている場合には、相当解像度を記載しても構わないが、その盲を閉記する。さらに最大表現色						アナロク複与機の場合は、記載しなくて良い。
開講ノ 表現色 からい 変現できる隙間段数を記入する。さらに最大表 表現色 複写原稿	件1家及			_		
関調/ 表現色 接写原稿						
複写原稿 シート物、ブック物の別及び最大原稿サイズを記入する。 原稿の厚きに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その旨を記入する。 また、シート物とブック物で最大原稿サイズが異なるものは、その旨を記入する。 ただし、自動 会談 を主体とする機械において、手差しでしか使用できないサイズについては、その旨を記入する。 なお、複写不能 部分のある場合は、その内容について付記する。 1. 欠け幅の場所、大きさ (保証値)。 2. 欠け幅は、1 mu以上であれば記載する。 3. 欠け幅の場所、大きさ (保証値)。 2. 欠け幅は、よりメートル (mm) 単位とし、小数点以下は四捨五入する。 3. 欠け幅の場所、大きさ (保証値)。 2. 欠け幅は、よりメートル (mm) 単位とし、小数点以下は四捨五入する。 7 で表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 タイム ファースト コピー の表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 9 で表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 9 で表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 9 で表示する。 9 でと一様出時間を記入する。 3 定か使用状態 (A4 等倍、標準とする送り方向)で1 枚目 のコピー排出時間を記入する。 3 定か使用状態 (A4 等倍、標準とする送り方向)で復写を複写速度 連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 第一次の使用状態 (A4 等倍、標準とする送り方向)で複写を複写速度 連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 1 いの中状態 (A4 等倍、標準とする送り方向)で複写を複写が表示のでは連続 11 枚をコピーし、1 枚目の注をでするだりまでは重続 11 枚をコピーし、1 枚目のよりな 11 水目が排紙完了する迄の時間を測定し参え 11 次日の後写枚数に換算する。 60 ・(A / 10) = 1 分間の複写枚数に換算する。 60 ・(A / 10) = 1 分間の複写枚数に換算する。 1 いまがは、1 いのにより対の複写枚数は、 1 いのによりは、1 にのいまがは、2 にないを送るのを模送りという。 そ先端として紙を送るのを模送りという。 そ先端として紙を送るのを模送りという。 を先端として紙を送るのを模送りに対して表示。 ・	階調/					
原稿の厚さに制限のあるもの、あるいは補助具を用いる必要のあるものは、その盲を記入する。また、シート物とフック物で最大原稿サイズが異なるものは、その盲を記入する。また、シート物とフ。。 最大及び最小の複写用紙サイズを記入する。ただし、自動や組を主体とする機械において、手差しでしか使用できないサイズについては、その盲を記入する。なお、複写不能部分のある場合は、その内容について付記する。1.欠け幅の場所、大きさ(保証値)。2.欠け幅は、1mm以上であれば記載する。3.欠け幅の表示は、ミリメートル(mm)単位とし、小数点以下は四捨五入する。						
要のあるものは、その旨を記入する。また、シート物とブック物で最大原稿サイズが異なるものは、その盲を記入する。 ただし、自動 かイズ	複写原稿					
少り物で最大原稿サイズが異なるものは、その旨を記入する。					- · · · · - · - · - · - · - · - · - · -	
を						
複写			1 70.74	100 DO)14.	での日で記入り	
いサイズについては、その旨を記入する。なお、複写不能部分のある場合は、その内容について付記する。 1. 欠け幅は、1 mp以上であれば記載する。 3. 欠け幅は、1 mp以上であれば記載する。 3. 欠け幅の表示は、ミリメートル (mm)単位とし、小数点以下は四捨五入する。	複写		用紙サイズ	を記入する	る。ただし、自動	欠け幅の場所の表現は通紙方向に対し下記の通りとする。
部分のある場合は、その内容について付記する。 1. 欠け幅の場所、大きさ(保証値)。 2. 欠け幅の表示は、ミリメートル(mm)単位とし、 小数点以下は四捨五入する。 ウオーム	サイズ	給紙を主体とする機	き械において	、手差して	ごしか使用できな	左 ————————————————————————————————————
1. 欠け幅の場所、大きさ(保証値)。 2. 欠け幅の表示は、ミリメートル(mm)単位とし、 小数点以下は四捨五入する。						
2. 欠け幅は、1 mm以上であれば記載する。 3. 欠け幅の表示は、ミリメートル (mm) 単位とし、 小数点以下は四捨五入する。					!する。	
3. 欠け幅の表示は、ミリメートル (mm) 単位とし、 小数点以下は四捨五入する。						├─── │ □
・ 小数点以下は四捨五入する。						
ウォーム アップ・ 通電後コピー可能状態になるまでの時間を記入する。時間 の表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 時間 の表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 タイム ファースト						│
ウォーム アップ・タイム						後端 右 ———
ウォーム アップ・タイム						
ウォーム アップ・タイム 通電後コピー可能状態になるまでの時間を記入する。時間 の表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 の表示は、機差パラツキを含んだ最大値とする。 分で表示する。 オインスイッチ ON の後、コピー可能状態になるまで の時間を秒単位で測定する。時間の表示は、秒または 分で表示する。 ファースト コピー ・タイム 通常の使用状態(A4 等倍、標準とする送り方向)で1 枚目 のコピー排出時間を記入する。測定方法は JBMS に準拠する。 ・タイム コピー (スタート) ボタンを ON の後、A4 等倍コピーB 用紙が機体外へ完全に排紙完了するまでの時間を測定 る。 連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙 サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。 複写枚数は、 1. 10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇〇 2. 10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判 断で表示 ・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇 ・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇 ・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇 ・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇 横送り						-
アップ・タイム ファーストコピー・タイム 連 続 適常の使用状態(A4 等倍、標準とする送り方向)で1 枚目のコピー排出時間を記入する。測定方法は JBMS に準拠する。 コピー(スタート)ボタンを ON の後、A4 等倍コピーのコピー排出時間を記入する。測定方法は JBMS に準拠する。 通常の使用状態(A4 等倍、標準とする送り方向)で複写を連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。複写枚数は、 1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇〇	ウォーム	 通雷後コピー可能状	態になるま	での時間を	・記入する。 時間	
ファースト コピー・タイム						の時間を秒単位で測定する。時間の表示は、秒または
コピー・タイム 連 続 複写速度	タイム					
● 終 通常の使用状態 (A4 等倍、標準とする送り方向) で複写を 連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙 サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。 複写枚数は、 1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示○.○ 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判 断で表示 ・ 小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示○○ ・ 小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示○○ ・ 小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示○○ ・ 小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示○○ ○						
連 続 通常の使用状態 (A4 等倍、標準とする送り方向)で複写を 連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5 のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙 サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。 複写枚数は、 1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示 ・ 小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇〇	_	のコビー排出時間を 	・記入する。源	則定方法は、	JBMSに準拠する。	用紙が機体外へ完全に排紙完了するまでの時間を測定す -
複写速度 連続して行い、1 分間に複写できる枚数を枚/分で記入する。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。複写枚数は、1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇〇		通党の体田44能 (AA	上	€レオス洋!	方向) で指写た	
る。 複写サイズによって複写速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。複写枚数は、1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇						・
B5 のサイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙 サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。複写枚数は、 1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判 断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇						秒を得る)、下記により1分間の複写枚数に換算する。
サイズ・種類によって複写速度が異なる旨の注釈を入れる。 複写枚数は、 1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示 ・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇 ・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇						** ** **
複写枚数は、 1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇						・両面複写速度記載の場合は"ページ/分"で記載する。
1.10cpm 未満は小数点第 2 位を四捨五入し、有効数字 2 桁で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇			て複写速度	が異なる旨	の注釈を入れる。	—
で表示〇.〇 2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇			占筆り位え	四栓五入し	右効数字 9 歩	
2.10cpm 以上 100cpm 未満は以下のいずれかの表示を各社判断で表示・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇.〇			ᄴᇷᅩᄧᄯ	ニュュエハし	、 日初級丁 4 刊	
・小数点第 1 位を四捨五入し有効数字 2 桁で表示〇〇 ・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇. 〇			↑未満は以下	。 のいずれか	いの表示を各社判	
・小数点第 2 位を四捨五入し有効数字 3 桁で表示〇〇. 〇						横送り 縦送り
│						
で表示 「一」 「一			ላሙ ነ ነ ፲፱፻		ン、□ //	

別表1 静電複写機・複合機の仕様及びその表示基準

別表 1 - 2

項目	記	入	要	領		備	考
複写倍率	含んだ最大値 [記入例] 1:1±×% 2.拡大及び縮小の	場合は設計値 す。誤差のパ とする。 場合は、倍3 桁もしくは3	ペーセントは村	幾差バラツキを		合、その設定	(またはそれ以上) 間隔の 定間隔を表示すること。
給紙方式/ 給紙容量	カセット、トレイ紙容量を記入するた、ロール紙の場	。手差し機構 合はその旨を	ჼのある場合 ዸそれぞれ記 ・	はその旨を、ま	たは坪量(g/	^{´m²})を注記 連続給紙がī	可能なものはその給紙容量
連続複写 枚数	最大連続複写可能	枚数を記入す	「る。				
電源	AC はボルト (V)、 DC はボルト (V)、						
最大消費 電力	最大消費電力をキの単位で記入する 測定は、本体から だ状態(オプショ なるものを装着し	。 電源を供給さ ンが複数ある	れるオプショ	ョンを全て含ん 費電力が最大と	尚、低電力モード 消費電力を併記し		オフ/スリープモード時の
エネルギー 消費効率	Wh∕hの単位で記	入する。(整勢	数表示)		ー平成6年7月26 数値を表示する。 *この基準に定め 上およびカラー *電源周波数50Hz 非共用:異なる TEC 値を併記して を付記すること。	日付)内容 られる複写 機、複合機 / 60Hz につ 測定値はそれ も良いが、 に も良いが、	いて
大きさ	本体のみの寸法に ートル (cm) また! センチメートル (入する。	はミリメート	ル (mm) の単	i位で記入する。	* 本体のみとは、 一を取り外した。 部分は含むもの * 設置時に壁等の 含まない。	状態をいい、 とする。 隙間確保の 、平らな床(、原稿置台、キーカウンタ 本体に固定している突起 ために付ける突起部分は の上に置き、床から最も
質量	本体の質量を記載	する。					
機械占有 寸法	給紙トレイ及び材いて、幅、奥行をル(mm)の単位では、小数点以下第で、最大値を記載オプションを取り入することが望ま	センチメート 記入する。セ 1 位迄記入す する。図で表 1 付けた場合(·ル(cm)また ンチメート。 つる。なお、イ 長記しても可	たはミリメート ル(cm)の場合 使用可能な状態 とする。			だサイズについては、各社 する場合には、別項目(別

注記 1) 項目名等の送り仮名、音引き(長音)の表記方法については各社判断とする。

注記 2) 性能試験における環境は JBMS-19 に準拠すること。

別表 2 自動原稿送り装置の仕様及びその表示基準

項目	記 入 要 領	備考
名 称	商品名または型名を記入する。ただし、仕様書の見出しに 商品名または型名を表示してあるものはこの項目を省略し てもよい。	本体標準装備の場合には省略しても良い。
原稿送り装置の種類	原稿送り装置、自動原稿送り装置、自動両面原稿送り装置 等の別を記入する。	
原稿サイズ/種類	使用可能な原稿の最大及び最小の寸法をミリメートル (mm)、または JIS P0138 (紙加工仕上げ寸法)による寸法呼び (例、A3、B4)で記入する。また特殊な原稿が使用可能な場合はその大きさを示す寸法を記入してもよい。 使用可能な原稿の紙厚の範囲を坪量 (g/m²)で記入する。また、特殊な原稿や紙種類が使用可能な場合にはその旨を記入しても良い。	
原稿の収容可能枚数	一度にセットできる原稿の最大枚数を記入する。原稿のサ イズ及び坪量によって異なる場合はその旨を記載する。	
原稿交換速度	本装置と本体の組み合わせにおいて、複数枚の A4 サイズ原稿から原稿 1 枚毎に、複写倍率 1:1 のコピーを 1 枚づつ連続してとる場合の、組み合わせ複写速度(枚/分)を記入する。なお、本体と組み合わせることなく、原稿交換速度を記載する場合は、その値を「原稿読み取り速度」と呼び、その記入をしても良い。	自動両面枚数での原稿交換速度を併せて記載しても良い。
電源/ 最大消費電力	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電流(A)および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	別表1の電源、最大消費電力で含まれている場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ/ 質量	幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)またはミリメートル(mm)で記入する。 質量(kg)を記入する。	大きさは、センチメートル (cm) を単位で使用する場合には、小数点第 1 位まで記載すること。本装置が複写機本体に標準装備されている場合、本体仕様に記載し、この項目を削除してもよい。

別表3 ソーターの仕様及びその表示基準

項目	記 入 要 領	備考
名 称	商品名または型名を記入する。ただし、仕様書の見出しに商	
	品名または型名を表示してあるものはこの項目を省略しても	l',
 用紙サイズ/	│良い。 │ソートビンに収容できる用紙の最大および最小の寸法をミリ	
使用可能用紙	ノートにつに収替 (さる 所紙の最大のよび最小の 引法をミリーメートル (mm)、または JIS P 0138(紙加工仕上げ寸法)による	
(X/11 · 3 HE/11/10)	対法呼び(例、A3、B4)で記入する。なお、ノンソートビン	
	に収容できる用紙サイズが異なる場合はその旨を記入する。	
	使用できる用紙の厚さの範囲を坪量(g/m²)の単位で記入す	
	る。また、OHP 用紙等特殊用紙が使用できる場合はその旨を記	
3 44	入する。	
ビン数	用紙を区分するビン数を記入する。ノンソートビン(専用)	
	を有する場合、その旨を記入する。	
ビン容量	1 ビンに収容できる用紙枚数を記入する。用紙サイズ、その他	
	の条件によって異なる場合はその旨を記入する。また、ソー	
	トビンとノンソートビンの収容枚数が異なる場合は、それぞ	
	れについて記入する。必要に応じて用紙の坪量(g/m²)の記	
ステープル	│ 入をする。 │ 最大とじ枚数、とじ用紙最大・最小サイズ、とじ方(個所)	 各社の呼称を使用しても良い。
X)-71V	酸人とし状数、とし用紙酸人・酸ホッイス、としカ (画所)	各種の中称を使用しても良い。
	はその旨を記入する。	
パンチ	穴あけ用紙最大・最小サイズ、穴の数、パンチ可能な用紙坪	
	= $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$	い。各社の呼称を使用しても良い。
	異なる場合はその旨を記入する。	
電源/	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電流	
最大消費電力	(A) および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	いる場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ/	│ │幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)また	い。 大きさは、センチメートル(cm)を単位
質量	幅、契1、同さの順序で引送を、ピンプダードル(GIII)また はミリメートル(mm)で記入する。	で使用する場合には、小数点第1位まで
X =	トレイが伸縮可能な場合、最大値を併せて記入するのが望ま	
	しい。	本装置が複写機本体に標準装備されて
	質量(kg)を記入する。	いる場合、本体仕様に記載し、この項目
		を省略してもよい。
本体接続時の占有寸法	本体とソーターを接続した寸法を、幅、奥行の順序でセンチ	
	メートル (cm) またはミリメートル (mm) で記入する。図で	
	│表記しても可とする。 │本体に手差しなどの補助装置がある場合には、使用可能な状	
	本体に子左しなどの補助表直がめる場合には、使用可能な状 態とし最大値を記入する。	
<u></u>		

別表4 プリンター機能の仕様及びその表示基準

項目	記 入 要 領	備考
名 称	商品名または型名を記入する。ただし、仕様書の見出しに商品名	
T/	または型名を表示してあるものはこの項目を省略しても良い。	
形式	内蔵型または外部コントローラーの違いを記載する。	
プリントサイズ	別表1複写サイズと異なる場合は、記載する。	
連続プリント	通常の使用状態(A4等倍、標準とする送り方向)でプリントを連	速度については、複写速度と
速度	続して行い、1分間にプリントできる枚数を枚/分で記入する。	同一の基準で表示する。
	プリントサイズによって速度の異なる場合は、A3、B4、A4、B5の	複写速度と同じ場合、その旨
	サイズについて、その枚数を記入する、もしくは用紙サイズ・種	を記入しても良い。両面プリ
	類によってプリント速度が異なる旨の注釈を入れる。	ント速度記載の場合は"ペー
hm 10		ジ/分"で記載する。
解像度	主走査方向、副走査方向それぞれの書き込み解像度を「dpi」また	データ処理解像度と違う場合
	は「dpi(ドット数/25.4mm)」で記入する。	には、「相当」を入れる。
	擬似的に解像度を高めるような工夫がなされている場合には、相	複写時の書き込み解像度と同
	当解像度を記載してもかまわない。	じ場合、その旨を記入しても
	[例] 600dpi×600dpi 2400dpi相当×600dpi	良い。
ページ記述言語	印刷内容を記述したり、プリントの機械的動作を制御するもので、	
	その言語の名称を記入する。	
対応プロトコル	ネットワーク上のパソコンと周辺機器とのデータ送受信を行うた	
	めに必要な通信規約のことで、その名称を記入する。	
	[例] TCP∕IP、IPX∕SPX、EtherTalk、NetBEUI、IPP	
対応 OS	対応しているパソコンの OS を記入する。	
	[例] Windows2000/XP/Vista/7	
内蔵フォント	プリンターコントローラーに搭載されているフォントの名称や書	
	体数を記載する。オプションの場合はその旨を記載する。	
	[例] 日本語:平成明朝体 W3、平成ゴシック体 W5	
	欧文 : 130 書体	
エミュレーション	他のプリンターとソフトインターフェースの互換性を持たせるこ	
	とをエミュレーションと呼び、適用となるプリンターの名称、あ	
	るいはプリンター制御コマンド体系の名称を記載する。	
	オプションの場合はその旨を記載する。	
	[例] PC-PR201H、ESC∕P、HP-GL2	
インターフェース	インターフェースの規格名称を記載する。	
	オプションの場合はその旨記載する。	
	[例] 標準:双方向パラレル (IEEE1284 準拠)、	
	Ethernet 1000Base-T、100Base - TX、10Base - T	
	オプション:Bluetooth	
電源/最大消費電力	プリンターコントローラーが外付けの場合にのみ記載する。	
大きさ/質量	プリンターコントローラーが外付けの場合にのみ記載する。	

別表 5 スキャナー機能の仕様及びその表示基準

項目	記 入 要 領	備考
名 称	商品名または型名を記入する。ただし、仕様書の見出しに 商品名または型名を表示してあるものはこの項目を省略し ても良い。	
形 式	カラースキャナー、白黒スキャナーの別を記入する。	
最大原稿 読み取りサイズ	読み取り可能な最大原稿サイズを記載する。	複写原稿と同じ場合は省略できる。
読み取り解像度	主走査方向と副走査方向の解像度を記入する。	複写時の読み取り解像度と同じ場合省略しても良い。 複写時の読み取り解像度と違い低解像度を選択できるので誤解のないように注意する。
原稿読み取り速度	読み取り速度を記入する。解像度、原稿サイズなどの条件 を記述すること。	
インターフェース	インターフェースの規格名称を記載する。 オプションの場合はその旨記載する。 [例] SCSI、RS232C、10Base-T、100Base-Tx、 USB、IEEE1394 等	
対応プロトコル	外部画像出力機能のあるものは、伝送プロトコルを記す。 [例] TCP/IP、SMTP、POP3、HTTP その他	
対応 0S	対応しているパソコンの OS を記入する。 [例] Windows2000、XP、Vista、Windows7	
出力フォーマット	画像の出カフォーマットを記す。また、圧縮ありの場合は、 圧縮方式を記載しても良い。 [例]出カフォーマットTIFF、PDF、EPS、PICT、DCS等	
ドライバー	TWAIN 対応等、デバイスドライバー規格を記す。	ドライバーを使用していない場合、 省略してよい。

別表6 FAX機能の仕様及びその表示基準

項目	記 入 要 領	備考
名 称	商品名または型名を記入する。ただし、仕様書の見出しに	
	商品名または型名を表示してあるものはこの項目を省略し	
	ても良い。	
適用回線	適用回線 接続可能回線種類と収容可能回線数を記入す	
	る。	
	[例] 一般加入電話回線、PSTN(2回線)、ISDN、	
	ファクシミリ通信網	
走査線密度	通信において提供する主走査、副走査の解像度をモードご	
	とに記入する。	
	[例] 標準モード: 8dot/mm× 3.85 本/mm、	
	ファインモード: 8dot/mm× 7.7本/mm	
通信速度	伝送規格ごとに通信速度を記入する。	
	[例] G3:14.4kbps、G4:64kbps	
符号化方式	具備しているデータ圧縮の方式をすべて記入する。	
	[例] MH, MR, MMR, JBIG, JPEG	
通信モード	交信可能なプロトコルを全て記入する。	
	[例] G3、G4、独自モード	
送信原稿サイズ	定型の最大サイズを記入する。	
	但し、長尺原稿が送信可能な場合は、最大長を記入する。	
	[例] A3 (297 × 420mm)、長さ500mm	
記録紙サイズ	定型の最大サイズ及び最小サイズを記入する。	
	[例] 最大: A3 最小 A4	
電送時間	使用する原稿の種類と通信モードを明らかにし、最高速で	
	の画像送信部分の時間を記載する。	
	[例] 約3秒(A4自社原稿、標準読取、自社独自手順時)	
備考	ワンタッチ・短縮ダイヤル、同報送信の件数などを記入。	

別表7 フィニッシャーの仕様及びその表示基準

項目	記	入	要	領	備考
名 称				^{兼書の見出しに商} 頁目を省略しても	本体標準装備の場合には省略しても良い。
用紙サイズ/使用可能用紙	トル (mm)、また 呼び (例、A3、E る用紙サイズが トレイに使用でき で記入する。また の旨を記入する。	は JIS P 0138(i4) で記入する 異なる場合はそ きる用紙の厚さ E、OHP 用紙等特	紙加工仕上け 。なお、各 の旨を記入す の範囲を坪量 持殊用紙が使	畳(g∕m²)の単位 用できる場合はそ	
トレイ容量		って異なる場合	はその旨を記	用紙サイズ、そ 記入する。必要に	
ステープル	最大とじ枚数、の を記入する。用約 はその旨を記入する。	低サイズ、その		とじ方(個所) よって異なる場合	各社の呼称を使用しても良い。
パンチ		入する。用紙サ	ŀイズ、そのイ	ンチ可能な用紙坪 他の条件によって	別オプションの場合、別表にしても良い。各社の呼称を使用しても良い。
中とじ		を記入する。用	紙サイズ、	中とじ可能な用 その他の条件によ	別オプションの場合、別表にしても良い。 各社の呼称を使用しても良い。
Ζ折り(半折り)	折り可能な最大を記入する。用紙はその旨を記入する。	低サイズ、その		月紙坪量(g/m²) よって異なる場合	別オプションの場合、別表にしても良い。各社の呼称を使用しても良い。 その他の折り様式がある場合は個別に 記載する。
電源/ 最大消費電力	本体と別電源の ^は (A) および最大			電圧(V)、電流 記入する。	別表1の電源、最大消費電力に含まれている場合は、この項目を省略しても良い。
大きさ/ 質量	はミリメートル	(mm) で記入す 能な場合、最大	る。	ートル(cm)また 記入するのが望ま	大きさは、センチメートル(cm)を単位で使用する場合には、小数点第1位まで記載すること。 本装置が複写機本体に標準装備されている場合、本体仕様に記載し、この項目を省略してもよい。
本体接続時の占有寸法	センチメートル 図で表記しても こ	(cm) またはミ Tとする。 どの補助装置が	リメートル	畐、奥行の順序で (mm) で記入する。 は、使用可能な状	

別表8 給紙装置の仕様及びその表示基準

項目	記 入 要 領	備考
名 称	商品名または型名を記入する。ただし、仕様書の見出しに	
	商品名または型名を表示してあるものはこの項目を省略し	
	てもよい。	
用紙サイズ	収容できる用紙の最大および最小の寸法をミリメートル	
	(mm)、または JIS P 0138(紙加工仕上げ寸法)による寸法呼	
	び(例、A3、B4)で記入する。各段毎に収容可能サイズが	
	異なる場合、サイズが明確になるように記入することが望	
	ましい。	
給紙段数/	カセット、トレイ等の段数および給紙容量を記入する。給	給紙容量は、自社の基準となる推奨紙(商品名)
給紙容量	紙段数が複数ある場合には、給紙段数と給紙容量を併記し	または坪量(g/m²)を注記する。
	て各段数の容量が明確になるように記入することが望まし	
	L'o	
電源/	本体と別電源の場合には、その旨を明記し、電圧(V)、電	別表1の電源、最大消費電力で含まれている場
最大消費電力	流(A)および最大消費電力(WまたはkW)を記入する。	合は、この項目を省略しても良い。
大きさ/	幅、奥行、高さの順序で寸法を、センチメートル(cm)ま	大きさは、センチメートル(cm)を単位で使用
質量	たはミリメートル(mm)で記入する。	する場合には、小数点第1位まで記載すること。
	質量(kg)を記入する。	
本体接続時の占有寸	本体横に置くタイプの装置の場合には、本体と給紙装置を	置き台(ペディスタル)兼用タイプの場合には、
法	接続した寸法を、幅、奥行の順序でセンチメートル(cm)	省略してよい。
	またはミリメートル(mm)で記入する。図で表記しても可	_
	とする。	

別表 9

複写機・複合機の「リサイクル」等に関する用語使用基準

- 1. 使用済み複写機・複合機のリサイクルに関する用語
 - (1) 「リサイクル可能」などの用語(例:「リサイクルできます」など)

当該の複写機・複合機について、回収も含めて、リサイクルの仕組みができている場合に使用できる。

ただし、一般消費者が別途負担すべき費用や必要な手順がある場合には、それを表示すること。

- (2) 「リサイクル率」の用語及び「リサイクル率〇〇%」という表示
 - リサイクルの仕組みができている場合に、その実績値として使用する。表示に当たっては具体 的根拠を明示すること。
- (3) 「リサイクル可能率」の用語および「リサイクル可能率〇〇%」という表示 数値は具体的根拠に基づくものでなければならないので、将来の推定値としての「リサイクル可 能率」の用語および数値表示は、公的基準に基づく場合を除き、行わないこと。
- (4) 「リサイクル可能」「リサイクル可能型」などの用語の冠的使用 冠的使用は、前提条件などの必要な表示なしに、その商品がリサイクル可能であることを表現し、 全体優良誤認としての不当表示になりうる。したがって、商品名、愛称又はこれらと同様と見なされるものへの冠的使用は、原則として行わない。
- (5) 「リサイクルを考えた(又は『リサイクルに配慮した』『リサイクルしやすい』『解体しやすい』) 商品(又は設計、構造、部品、材料など)」などの用語 具体的根拠を表示して使用できる。
- 2. 「再生材含有率〇〇%」を意味する表示 対象の定義及び具体的数値または対象となる部分・範囲を明確にして使用できる。
- 3. 環境に負荷を与えうる化学物質の使用・不使用に関する用語
 - (1) 「(化学物質)を使用していません」「(同)ゼロ」「(同)レス」「(同)フリー」などの用語使用に当たっては、具体的根拠を明りょうに表示するとともに、その事実が複写機・複合機全体ではなく、機構や部品など一部に限定されたものである場合は、それを前提条件として近接表示すること。

(表示例:「本体プリント基板には鉛半田を使用していません」「回路基板には鉛フリー半田を使用 しています」など)

(2) 3- (1) の用語の冠的使用

購入部品も含めて、複写機・複合機すべてに当該物質を使用しておらず、その具体的根拠を明りょうに表示した場合を除き、全体優良誤認につながるおそれがあるので、商品名、愛称又はこれらと同様と見なされるものへの冠的使用は行わない。

(3) 化学物質の使用・不使用に関して公的基準がある場合は、それに基づくこと。

以上

複写機及び複合機の表示に関する基準改訂検討メンバー

表示分科会 分科会長 角田 浩幸 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社

副分科会長 石垣 憲 京セラミタジャパン株式会社

副分科会長 関谷 真 シャープ株式会社

委員 遠藤 岳男 セイコーエプソン株式会社

伊藤 光二 東芝テック株式会社

佐藤 智則 富士ゼロックス株式会社

水野 敬介 ブラザー販売株式会社

平松 玲子 村田機械株式会社

瀬田 真砂 パナソニックシステムネットワークス株式会社

深井 敏晶 NEC アクセステクニカ株式会社

尾上 健太郎 キヤノンマーケティングジャパン株式会社

城木 芳隆 株式会社沖データ

今戸 俊之 株式会社リコー

事務局 後藤 康夫 社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会